

京都市職員共済組合細則第2号

京都市職員共済組合個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いに関する規程細則（平成28年3月31日組合細則第2号）の一部を次のように改正する。

令和8年9月10日

京都市職員共済組合
理事長 藤田 洋史

別紙1の1（2）中「給付の支給若しくは」を「給付の支給、」に改め、「福祉事業の実施」の右に「若しくは一時金の支給」を加える。

附 則

この細則は、公告の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

（行財政局人事部厚生課）